

平成24年

第4回市議会定例会 議案第12号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年12月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「別表第11」を「別表第12」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(11) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）

の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務 別表第11

第4条第1項第2号中「別表第11」を「別表第12」に改める。

別表第11を別表第12とし、別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11（第2条関係）

区 分			単 位	金 額
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査（以下	一の住戸を単位とした認定（以下この表において「住戸単位認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数（当該申請において住戸単位認定の申請の対象とされている住戸の戸数をいう。以下この表において同じ。）の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において

<p>項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）</p>	<p>この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの ア 住宅の用途のみに供する建築物 登録建築物調査機関（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。イにおいて同じ。） または登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能</p>	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定（以下この表において「共同住宅単位認</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>「評価機関未審査住戸単位手数料額」という。） ア 申請対象戸数が1のとき 36,000円 イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 70,000円 ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 97,000円 エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 136,000円 オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 194,000円 カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき 270,000円 キ 申請対象戸数が101以上200以下のとき 370,000円 ク 申請対象戸数が201以上300以下のとき 490,000円 ケ 申請対象戸数が301以上のとき 570,000円</p> <p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅手数料額」という。） ア 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 住戸の戸数が2以</p>
--	---	---	----------------	--

	<p>評価機関をいう。) イ アに掲げる建築物以外の建築物登録建築物調査機関</p>	<p>定」という。))</p>	<p>上5以下のとき 70,000円 (イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 97,000円 (ウ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 136,000円 (エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 194,000円 (オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 270,000円 (カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 370,000円 (キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 490,000円 (ク) 住戸の戸数が301以上のとき 570,000円 イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分（共同住宅の用途に供する部分のうち、住戸の部分以外の部分をいう。以下この表において同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 108,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メ</p>
--	--	------------------	--

		<p>メートル以下のとき 177,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートル を超え, 5,000平方 メートル以下のとき 275,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートル を超え, 10,000平方 メートル以下のとき 353,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000平方メートル を超え, 25,000平方 メートル以下のとき 422,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートル を超えるとき 490,000円</p>
住宅以外 の用途の みに供す る一の建 築物を単 位とした 認定(以 下この表 において 「非住宅 建築物単 位認定」 という。)	申請 1件 につ き	<p>次に掲げる認定の申請に 係る一の建築物の床面積 の合計の区分に応じ, そ れぞれ次に定める額(以 下この表において「評価 機関未審査非住宅手数料 額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のと き 239,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 2,000平方メートル以 下のとき 379,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え, 5,000平方メー トル以下のとき</p>

		<p>538,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき</p> <p>659,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき</p> <p>776,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>880,000円</p>
<p>共同住宅の用途に供する一の建築物（共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした認定（以下この表において「複合共同住宅単位認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき</p>

			<p>538,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき</p> <p>659,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき</p> <p>776,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき</p> <p>880,000円</p>
(2) 評価機関 審査を受けたもの	住戸単位 認定	申請 1件 につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物における住戸の部分の申請対象戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済住戸単位手数料額」という。）</p> <p>ア 申請対象戸数が1のとき 7,000円</p> <p>イ 申請対象戸数が2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>ウ 申請対象戸数が6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>エ 申請対象戸数が11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>オ 申請対象戸数が26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>カ 申請対象戸数が51以上100以下のとき</p>

			80,000円 キ 申請対象戸数が 101 以上 200以下のとき 120,000円 ク 申請対象戸数が 201 以上 300以下のとき 150,000円 ケ 申請対象戸数が 301 以上のとき 170,000円
共同住宅 単位認定	申請 1件 につ き	次のアおよびイに掲げる 額を合算した額（以下こ の表において「評価機関 審査済共同住宅手数料額」 という。） ア 次に掲げる認定の申 請に係る一の建築物の 住戸の戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定め る額 (ア) 住戸の戸数が 2 以 上 5 以下のとき 12,000円 (イ) 住戸の戸数が 6 以 上 10 以下のとき 18,000円 (ウ) 住戸の戸数が 11 以 上 25 以下のとき 29,000円 (エ) 住戸の戸数が 26 以 上 50 以下のとき 46,000円 (オ) 住戸の戸数が 51 以 上 100 以下のとき 80,000円 (カ) 住戸の戸数が 101 以上 200 以下のとき 120,000円 (キ) 住戸の戸数が 201	

			<p>以上 300以下のとき 150,000円</p> <p>(ク) 住戸の戸数が 301 以上のとき 170,000円</p> <p>イ 次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以下のとき 28,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 190,000円</p>
非住宅建築物単位	申請 1件	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積	

	認定	につき	<p>の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
	複合共同住宅単位認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において</p>

				<p>「評価機関審査済複合共同住宅非住宅手数料額」という。)と評価機関審査済共同住宅手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300 平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300 平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
2 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定(法第	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住戸単位認定	申請1件につき	認定の申請に係る一の建築物について函館市建築基準条例第60条の12第1項および第2項の規定により確認の申請1件につき納付すべき手数料として算定される額に相当する額(当該認定の申請に

54条第2項の規定による申出がある場合に限る。)

係る計画に、同条第1項に規定する昇降機に係る部分が含まれている場合にあつては当該昇降機1基につき同項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とし、同条第3項または第4項の規定による構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあつてはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。) (以下この表において「確認申請手数料相当額」という。)と評価機関未審査住戸単位手数料額とを合算した額

共同住宅
単位認定

申請
1件
につき

確認申請手数料相当額と
評価機関未審査共同住宅
手数料額とを合算した額

非住宅建
築物単位
認定

申請
1件
につき

確認申請手数料相当額と
評価機関未審査非住宅手
数料額とを合算した額

複合共同
住宅単位
認定

申請
1件
につき

確認申請手数料相当額,
評価機関未審査複合共同
住宅非住宅手数料額およ
び評価機関未審査共同住
宅手数料額を合算した額

	(2) 評価機関 審査を受けたもの	住戸単位 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済住戸単位 手数料額とを合算した額
		共同住宅 単位認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済共同住宅 手数料額とを合算した額
		非住宅建 築物単位 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額と 評価機関審査済非住宅手 数料額とを合算した額
		複合共同 住宅単位 認定	申請 1件 につき	確認申請手数料相当額, 評価機関審査済複合共同 住宅非住宅手数料額およ び評価機関審査済共同住 宅手数料額を合算した額
3 法第55 条第1項 の規定に 基づく認 定を受け た低炭素 建築物新 築等計画 の変更の 認定（法 第55条第 2項にお いて準用 する法第 54条第2 項の規定 による申 出がない	(1) 評価機関 審査を受け ていないもの	一の住戸 を単位と した変更 の認定（ 以下この 表において 「住戸 単位変更 認定」と いう。）	申請 1件 につき	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物に おける住戸の部分の変更 申請対象戸数（当該申請 において住戸単位変更認 定の申請の対象とされて いる住戸の戸数をいう。 以下この表において同 じ。）の区分に応じ、そ れぞれ次に定める額（以 下この表において「評価 機関未審査住戸単位変更 手数料額」という。） ア 変更申請対象戸数が 1 のとき 21,000円 イ 変更申請対象戸数が 2 以上 5 以下のとき 41,000円

<p>場合に限る。)</p>		<p>ウ 変更申請対象戸数が6以上10以下のとき 58,000円</p> <p>エ 変更申請対象戸数が11以上25以下のとき 82,000円</p> <p>オ 変更申請対象戸数が26以上50以下のとき 120,000円</p> <p>カ 変更申請対象戸数が51以上 100以下のとき 170,000円</p> <p>キ 変更申請対象戸数が101以上 200以下のとき 250,000円</p> <p>ク 変更申請対象戸数が201以上 300以下のとき 320,000円</p> <p>ケ 変更申請対象戸数が301以上のとき 370,000円</p>	
	<p>共同住宅の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定（以下この表において「共同住宅単位変更認定」という。）</p>	<p>申請1件につき</p>	<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関未審査共同住宅変更手数料額」という。）</p> <p>ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 41,000円</p> <p>(イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 58,000円</p> <p>(ウ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき</p>

				82,000円
			(エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき	
				120,000円
			(オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき	
				170,000円
			(カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき	
				250,000円
			(キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき	
				320,000円
			(ク) 住戸の戸数が301以上のとき	
				370,000円
			イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額	
			(ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のとき	59,000円
			(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき	
				102,000円
			(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき	
				178,000円
			(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき	
				239,000円
			(オ) 床面積の合計が	

		<p>10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 290,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 340,000円</p>
住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした変更の認定(以下この表において「非住宅建築物単位変更認定」という。)	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅変更手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 204,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 311,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 393,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 468,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを</p>

		超えるとき 530,000円
共同住宅の用途に供する一の建築物（共同住宅の用途以外の用途に供する部分があるものに限る。）を単位とした変更の認定（以下この表において「複合共同住宅単位変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査複合共同住宅非住宅変更手数料額」という。）と評価機関未審査共同住宅変更手数料額とを合算した額 ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 126,000円 イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円 ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円 エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円 オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円 カ 床面積の合計が

			25,000平方メートルを 超えるとき 530,000円
(2) 評価機関 審査を受け たもの	住戸単位 変更認定	申請 1件 につ き	次に掲げる変更の認定の 申請に係る一の建築物に おける住戸の部分の変更 申請対象戸数の区分に応 じ、それぞれ次に定める 額（以下この表において 「評価機関審査済住戸単 位変更手数料額」とい う。） ア 変更申請対象戸数が 1 のとき 7,000円 イ 変更申請対象戸数が 2以上5以下のとき 12,000円 ウ 変更申請対象戸数が 6以上10以下のとき 18,000円 エ 変更申請対象戸数が 11以上25以下のとき 29,000円 オ 変更申請対象戸数が 26以上50以下のとき 46,000円 カ 変更申請対象戸数が 51以上 100以下のとき 80,000円 キ 変更申請対象戸数が 101以上 200以下のと き 120,000円 ク 変更申請対象戸数が 201以上 300以下のと き 150,000円 ケ 変更申請対象戸数が 301以上のとき 170,000円

		<p>共同住宅 単位変更 認定</p>	<p>申請 1件 につ き</p>	<p>次のアおよびイに掲げる額を合算した額（以下この表において「評価機関審査済共同住宅変更手数料額」という。）</p> <p>ア 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の住戸の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 住戸の戸数が2以上5以下のとき 12,000円</p> <p>(イ) 住戸の戸数が6以上10以下のとき 18,000円</p> <p>(ウ) 住戸の戸数が11以上25以下のとき 29,000円</p> <p>(エ) 住戸の戸数が26以上50以下のとき 46,000円</p> <p>(オ) 住戸の戸数が51以上100以下のとき 80,000円</p> <p>(カ) 住戸の戸数が101以上200以下のとき 120,000円</p> <p>(キ) 住戸の戸数が201以上300以下のとき 150,000円</p> <p>(ク) 住戸の戸数が301以上のとき 170,000円</p> <p>イ 次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の共用部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>
--	--	-----------------------------	-------------------------------	---

		<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートルを超え, 2,000平方メートル以下のとき 28,000円</p> <p>(ウ) 床面積の合計が 2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 80,000円</p> <p>(エ) 床面積の合計が 5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 158,000円</p> <p>(カ) 床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるとき 190,000円</p>
非住宅建築物単位変更認定	申請 1 件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額 (以下この表において「評価機関審査済非住宅変更手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300平方メートルを超え,</p>

		<p>2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え, 5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え, 10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え, 25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合共同住宅単位変更認定	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住戸の部分および共用部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ, それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済複合共同住宅非住宅変更手数料額」という。）と評価機関審査済共同住宅変更手数料額とを合算した額</p> <p>ア 床面積の合計が 300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ 床面積の合計が 300</p>

				<p>平方メートルを超え， 2,000平方メートル以下 のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が 2,000平方メートルを 超え，5,000平方メー トル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が 5,000平方メートルを 超え，10,000平方メー トル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が 10,000平方メートルを 超え，25,000平方メー トル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が 25,000平方メートルを 超えるとき 192,000円</p>
4 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住戸単位 変更認定	申請 1件 につ き	<p>変更の認定の申請に係る 一の建築物について函館 市建築基準条例第60条の 12第1項および第2項の 規定により確認の申請1 件につき納付すべき手数 料として算定される額に 相当する額（当該変更の 認定の申請に係る計画に、 同条第1項に規定する昇 降機に係る部分が含まれ ている場合にあっては当 該昇降機1基につき同項 の規定により算定される 加算額に相当する額を加 算した額とし、同条第3 項または第4項の規定に</p>

出がある
場合に限
る。)

よる構造計算適合性判定を要する部分が含まれている場合にあってはこれらの構造計算適合性判定に係る構造計算1件につきそれぞれ同条第3項または第4項の規定により算定される加算額に相当する額を加算した額とする。) (以下この表において「確認申請変更手数料相当額」という。)と評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを合算した額

共同住宅
単位変更
認定

申請
1件
につ
き

確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査共同住宅変更手数料額とを合算した額

非住宅建
築物単位
変更認定

申請
1件
につ
き

確認申請変更手数料相当額と評価機関未審査非住宅変更手数料額とを合算した額

複合共同
住宅単位
変更認定

申請
1件
につ
き

確認申請変更手数料相当額, 評価機関未審査複合共同住宅非住宅変更手数料額および評価機関未審査共同住宅変更手数料額を合算した額

(2) 評価機関
審査を受け
たもの

住戸単位
変更認定

申請
1件
につ
き

確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを合算した額

共同住宅
単位変更

申請
1件

確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済共同

		認定	につき	住宅変更手数料額とを合算した額
		非住宅建築物単位変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額と評価機関審査済非住宅変更手数料額とを合算した額
		複合共同住宅単位変更認定	申請1件につき	確認申請変更手数料相当額、評価機関審査済複合共同住宅非住宅変更手数料額および評価機関審査済共同住宅変更手数料額を合算した額

備考

- 1 同一の建築物に係る認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の1（1）の項、1（2）の項、2（1）の項または2（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位認定または複合共同住宅単位認定と、住戸単位認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位認定または複合共同住宅単位認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。
- 2 同一の建築物に係る変更の認定の申請があった場合において、当該申請がこの表の3（1）の項、3（2）の項、4（1）の項または4（2）の項のそれぞれの項における共同住宅単位変更認定または複合共同住宅単位変更認定と、住戸単位変更認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は、当該それぞれの項における共同住宅単位変更認定または複合共同住宅単位変更認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に伴い，低炭素建築物新築等計画の認定に関する事務について手数料を徴収することとするため